

月収額の計算のしかた

月収額を計算する前に次のことを確かめてください。

- ① あなたの同居又は同居しようとする親族と扶養親族の数は？
- ② あなたの総収入金額又は総所得金額は？
- ③ あなたの世帯の収入が基準にありますか？

① 同居親族、扶養親族とは？

② あなたの総収入金額又は総所得金額がいくらであるか調べましょう。

1. 入居しようとする親族（本人を除く）
2. 入居しない遠隔地扶養親族
（注）家族を不自然に分割又は合併した場合には申込みできません。

あなたは、給与所得者ですか？ 年金所得者ですか？ その他の所得者（事業所得者）ですか？

給与所得者とは	年金所得者とは	その他の所得とは
俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。 たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。 給与所得でいう総収入金額とは給与所得控除をする前のものでボーナス、手当などを含んだ金額です。（ただし、非課税所得は含みません。）	厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。 たとえば老齢年金、退職年金をいいます。 その他、法律により非課税とされている各種年金（障がい年金、遺族年金、福祉年金等）については、所得は0円としてください。	事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。 たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。 これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

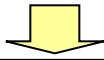
注意事項

- ① 所得としないもの…生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金（遺族年金等）などの非課税所得については所得0円で計算してください。
- ② 退職予定の場合…申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職しなければならない人で、以後無職、無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
- ③ 勤務することが確実な方の場合…勤務開始後、1ヶ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居できません。
- ④ 求職中の場合…申込み末日時点で職が決まっていない方は、収入が0円として計算してください。
- ⑤ 無職無収入の場合…高齢や身体に障がいがあるなどの理由により、就労が困難な方は、無職無収入（収入は0円）で申し込んでください。
- ⑥ 妊娠中で申し込む場合…妊娠中で申し込む場合は、募集期間末日において出生していなければ控除などの人数に含みません。

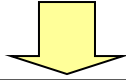
※①～⑤については、資格審査時に証明書が必要です。

③ あなたの世帯の収入が収入基準にあっているか計算して確かめましょう。

給与所得者の場合

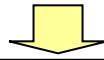


前年中の年間総収入を確かめましょう。

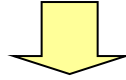


「月額計算のしかた（その1）」で計算してください。

年金所得者の場合

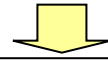


1年間の年金額を確かめましょう。

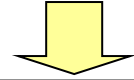


「月額計算のしかた（その3）」で計算してください。

その他の所得者の場合



前年中の年間総所得金額を確かめましょう。



「月額計算のしかた（その2）」で計算してください。

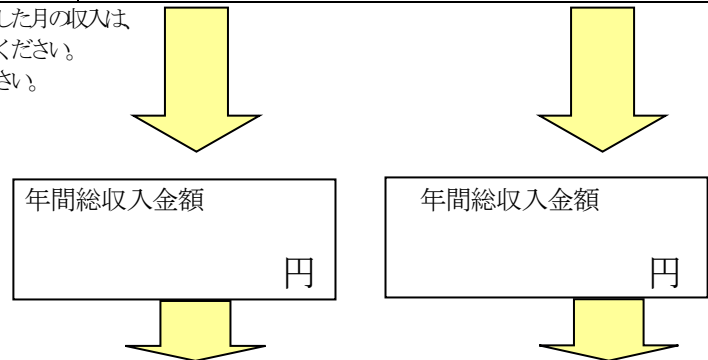
月収額の計算のしかた（その1）

給与所得者の場合

年間総収入の計算

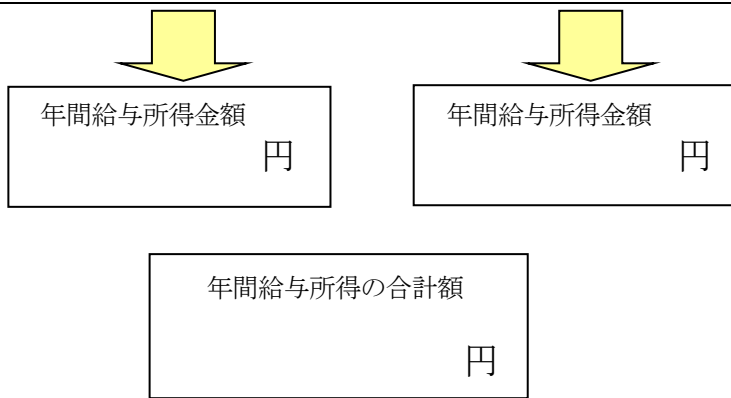
年間総収入金額は、賞与、臨時給与、手当などを含めた税込みの金額です。就職時期に合わせて該当する欄をみて計算してください。	あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
	① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
	② 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入金額
	③ 現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない方	勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{1年間の推定総収入金額}$
④ 現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給料を受けていない方	雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額	

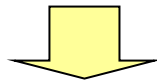
※ 1年のうち病気、欠勤などのため、収入が著しく減少した月の収入は、これを除いたうえ、上表③の計算のしかたで計算してください。
 ※ 雇用されることが確実な方は、④により計算してください。



総収入金額から、年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
651,000円未満	年間給与所得 = 0
651,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円 = 年間給与所得
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。 $A \times 0.6 = \text{年間給与所得}$
1,800,000円以上 3,600,000円未満	$A \times 0.7 - 180,000円 = \text{年間給与所得}$
3,600,000円以上 6,600,000円未満	$A \times 0.8 - 540,000円 = \text{年間給与所得}$
6,600,000円以上 10,000,000円未満	$\text{年間総収入金額} \times 0.9 - 1,200,000円 = \text{年間給与所得}$

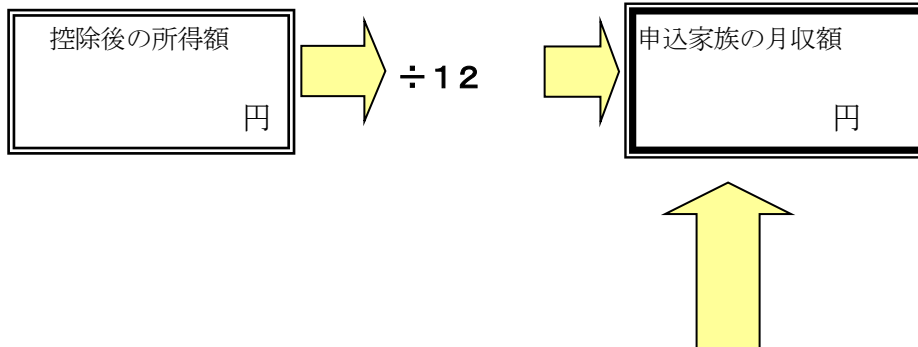




年間給与所得金額から、次の控除額を差し引いてください。

控除の種類と金額	控除額
① 同居及び扶養親族控除 (入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族) 38万円 × 人	円
② 寡婦(夫)控除 (寡婦(夫)であって所得のある方) 最高27万円 × 人	円
③ 老人控除対象配偶者控除 ④ 老人扶養控除 (控除対象配偶者又は、扶養親族が70歳以上である場合) 10万円 × 人	円
⑤ 特定扶養控除 (扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合) 25万円 × 人	円
⑥ 障がい者控除 (障がい者がいる場合) 27万円 × 人	円
⑦ 特別障がい者控除 (特別障がい者がいる場合) 40万円 × 人	円
	控除額の合計額 円

「控除額について(PDF)」をご確認ください。



次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。
この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

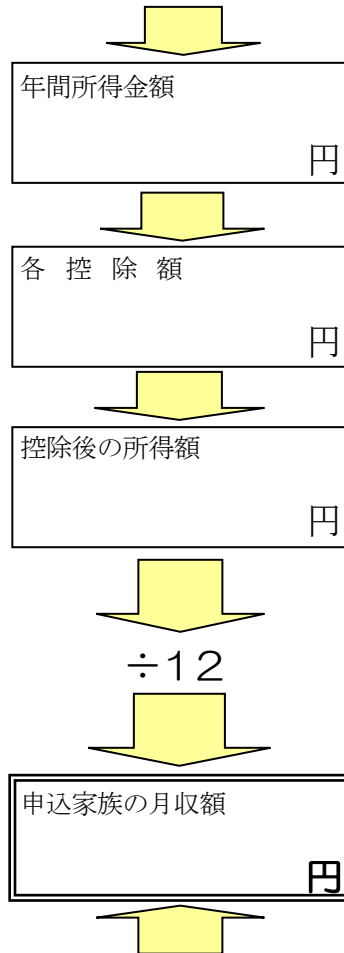
申込家族の計算後の月収額
158,000円以下の方 ※裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が158,000円を超える場合でも214,000円以下であれば申込みできます。

月収額の計算のしかた（その2）

その他の所得者の場合

年間所得金額の計算

開業等の時期	計算のしかた	ご注意
前年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額) 得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費	ご注意 申込受付時に所得金額の認定が明確にできないときは申込受付をお断りすることがあります。
前年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額でもって計算する。 (収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」の例にならってください。)	



左上の年間所得金額から控除額（※）を差し引いてください。
（※）「控除額について」（PDF）をご確認ください。

次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。
この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

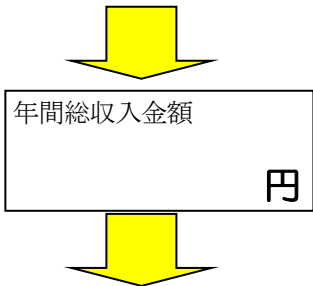
申込家族の計算後の月収額
158,000 円以下の方 ※裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が 158,000 円を超える場合でも 214,000 円以下であれば申込みできます。

月収額の計算のしかた (その3)

年金所得者の場合

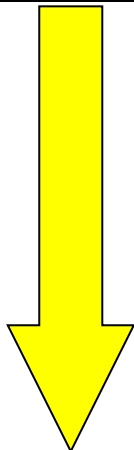
年間総収入の計算

年間総収入の計算	① 引続き1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)
	② 年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)



年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入額 (A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	120万円以下	年間年金所得 = 0
	120万円を超え~330万円未満	$(A) - 120万円 = 年間年金所得$
	330万円以上~410万円未満	$(A) \times 0.75 - 37万5千円 = 年間年金所得$
	410万円以上~770万円未満	$(A) \times 0.85 - 78万5千円 = 年間年金所得$
	770万円以上	$(A) \times 0.95 - 155万5千円 = 年間年金所得$
65歳未満の方	70万円以下	年間年金所得 = 0
	70万円を超え~130万円未満	$(A) - 70万円 = 年間年金所得$
	130万円以上~410万円未満	$(A) \times 0.75 - 37万5千円 = 年間年金所得$
	410万円以上~770万円未満	$(A) \times 0.85 - 78万5千円 = 年間年金所得$
	770万円以上	$(A) \times 0.95 - 155万5千円 = 年間年金所得$



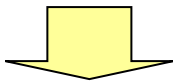
年間年金所得金額
円



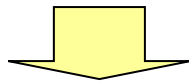
各 控 除 額
円



控除後の所得額
円



÷12



申込家族の月収額
円



左上の年間年金所得金額から控除額(※)を差し引いて下さい。

(※)「控除額について」(PDF)をご確認ください。

次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。
この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

申込家族の計算後の月収額

158,000 円以下の方

※裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が 158,000 円を超える場合でも 214,000 円以下であれば申込みできます。

月収額計算例

給与所得者が2人の場合

1. 構成
- ・ 本人 (50歳) 年間総収入金額 (会社員) 3,460,000円
 - ・ 妻 (45歳) 無職 0円
 - ・ 長女 (25歳) 年間総収入金額 (会社員) 1,380,000円
 - ・ 長男 (16歳) 高校生

2. 計算方法 (注) 年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

- ① 本人の年間給与所得金額 $3,460,000円 \div 4000 = 865円$ (1円未満切捨て)
 $865円 \times 4000 \times 0.7 - 180,000円 = \underline{2,242,000円}$
- ② 長女の年間給与所得金額 $1,380,000円 - 650,000円 = \underline{730,000円}$

〇年間総収入から金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
651,000円未満	年間給与所得 = 0
651,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円 = 年間給与所得
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えのA×0.6 = 年間給与所得
1,800,000円以上 3,600,000円未満	1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、出した額を右のAにあてはめてください。A×0.7 - 180,000円 = 年間給与所得
3,600,000円以上 6,600,000円未満	A×0.8 - 540,000円 = 年間給与所得
6,600,000円以上 10,000,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000円 = 年間給与所得

③ 申込家族の月収額

$\frac{\text{本人の年間給与所得金額} + \text{長女の年間給与所得金額}}{12} - (\text{控除額} \times \text{人数}) = \text{申込家族の月収額}$

$\frac{(2,242,000円 + 730,000円)}{12} - (38万円 \times 3人 + 25万円 \times 1人) = \underline{131,833円}$

〇控除額

①同居及び扶養親族控除	【入居しようとする親族(本人を除く)及び連帯世帯扶養親族】 38万円 × 3人 = 114万円	妻・長女・長男
②寡婦(夫)控除	(計算後の所得が27万円未満のときは、その額) 27万円 × 1人 = 27万円	
③老人控除対象配偶者控除	10万円 × 1人 = 10万円	長男
④老人扶養控除	10万円 × 1人 = 10万円	
⑤特定扶養控除	25万円 × 1人 = 25万円	
⑥障がい者控除	27万円 × 1人 = 27万円	
⑦特別障がい者控除	40万円 × 1人 = 40万円	

給与所得者とその他の所得者がいる場合は

1. 家族構成
- 本人 (50歳) 年間所得金額 (自営業) 3,018,000円
 - 妻 (45歳) 年間総収入金額 (パート) 990,000円
 - 長男 (17歳) 高校生 ○次女 (12歳) 小学生
 - 長女 (14歳) 中学生

2. 計算方法 (注) 年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

- ① 本人の年間所得金額 3,018,000円 (自営業のため)
- ② 妻の年間給与所得金額 990,000円 - 650,000円 = 340,000円

○年間総収入から金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
651,000円未満	年間給与所得 = 0	
651,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円	= 年間給与所得
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 =	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 =	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 =	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 =	974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えのA×0.6	= 年間給与所得
1,800,000円以上 3,600,000円未満	1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、出した額を右のAにあてはめてください。	A×0.7 - 180,000円 = 年間給与所得
3,600,000円以上 6,600,000円未満		A×0.8 - 540,000円 = 年間給与所得
6,600,000円以上10,000,000円未満	年間総収入金額×0.9 - 1,200,000円	= 年間給与所得

③ 申込家族の月収額

$$\frac{(\text{本人の年間所得金額} + \text{妻の年間給与所得金額}) - (\text{控除額} \times \text{人数})}{12} = \text{申込家族の月収額}$$

$$\frac{(3,018,000 \text{円} + 340,000 \text{円}) - (38 \text{万円} \times 4 \text{人} + 25 \text{万円} \times 1 \text{人})}{12} = 132,333 \text{円}$$

○控除額

①同居及び扶養親族控除	【入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族】 38万円 × 4人 = 152万円
②寡婦(夫)控除	(計算後の所得が27万円未満のときは、その額) 27万円 × 人 = 万円
③老人控除対象配偶者控除	10万円 × 人 = 万円
④老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円
⑤特定扶養控除	25万円 × 1人 = 25万円
⑥障がい者控除	27万円 × 人 = 万円
⑦特別障がい者控除	40万円 × 人 = 万円

妻・長男・長女・次女

長男